年1回の募集です

JARL会員専用

（一般社団法人 日本アマチュア無線連盟）

雷事故補償保険のご案内

【動産総合保険　団体契約】

●ＪＡＲＬ会員専用の保険！

落雷（火災・爆発含む）や盗難による、無線機、接続パソコン、アンテナ等の損害を補償する保険です。

●専用保険ならではの補償範囲！

関連機器をまとめて補償します。再調達価格（新価）基準でのお支払いとなります。

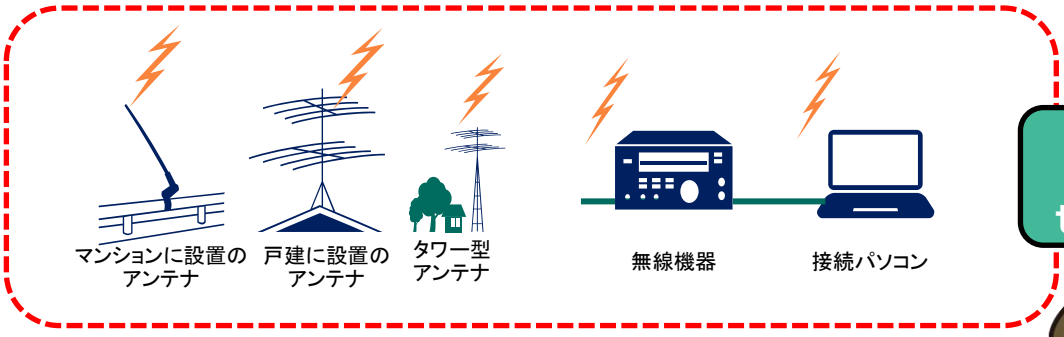

●団体制度ならではの簡略な手続きを実現！

翌年以降は「自動継続」となりますので、手続き漏れの心配がありません。

※保険金請求状況により、翌年の自動継続を停止する場合があります。

募　集　期　間	：	2025年4月7日（月）～ 2025年6月6日（金）書類必着
保　険　期　間	：	2025年7月1日16時 ～ 2026年7月1日16時 （1年間）
保険料払込方法	：	2025年8月27日に 口座振替 （年間一括払）

2年目以降は自動継続になりますので、毎年の更新手続きは不要です。

既にご加入の方には、別途ご案内を4月下旬～5月上旬頃にお送りします。

代理店・扱者（この制度についてのお問合わせ先）

三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社
企業営業第二部
TEL：03-3525-7988
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4－2－5
トライエッジ御茶ノ水13階

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
公務第二部 営業第二課
TEL：03-3259-4061
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
FAX：03-3292-5896

JARL 一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 THE JAPAN AMATEUR RADIO LEAGUE

1. 対象事故の範囲

事故の形態	落雷※1	火災	破裂・爆発	盗難	風災 水災	衝突 いたずら 等	故障	地震 津波・噴火
補償対象	○ 対象	○ 対象	○ 対象	○ 対象	× 対象外	× 対象外	× 対象外	× 対象外
保険金の種類	・損害保険金（修理費用や再購入費用）※2 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・修理付帯費用保険金（盗難以外）							
免責金額	ありません。			1万円※3				

※1：落雷は、直撃雷だけでなく、
　　誘導雷や逆流雷による事故も対象となります。
※2：再調達価額（新価）基準となります。
　　（4ページをご参照ください。）
※3：盗難による被害事故の場合、
　　1事故あたり1万円の免責金額が適用されます。

2. 保険の対象

（1）設置場所について

○ 当保険のご加入対象	× 当保険のご加入対象外
「居住専用の建物およびその敷地」 ※戸建住宅、マンションともご加入可能です。	「事務所や公民館等の建物、その敷地」「山林の中の敷地」など、居住用以外の建物およびその敷地 （注）レピータ局も居住用以外の建物、敷地に設置されている場合はご加入対象外となります。

（2）対象機器の範囲

まとめて補償

無線機器　接続パソコン　配線　アンテナ　設置費用

※上記を一括で補償対象とします。（明細の提出は不要です。）
※パソコンは無線機器に接続されたものが対象となります。建物内にあっても、無接続のパソコンは対象外です。
※「無線機器のみ加入」、「接続パソコンのみ加入」など特定の機器のみを対象とすることはできません。
　必ず、対象機器の再調達価額の総額をご申告ください。

【ご注意】
既にご加入の火災保険（対象が建物、屋外設備、家財）がある場合、補償が重複する可能性があります。
補償の内容をご確認いただいた上でご契約ください。

（3）対象となる場所

ご加入時にご申告いただく所在地での事故が補償の対象となります。
そのため、移動運用中の事故は補償の対象外となりますのでご注意ください。

ハンディ（無線）機に関して
ご加入時に申告される所在地内で、外部アンテナを接続して使用するハンディ機は、対象機器に含めます。
ただし、移動運用中の事故は補償の対象外です。
（上記「（3）対象となる場所」より。）

モービル（車載型無線）機に関して
ご加入時に申告される所在地内で、外部アンテナを接続して使用するモービル機は、対象機器に含めます。
ただし、車載で移動運用中の事故は補償の対象外です。
（上記「（3）対象となる場所」より。）

3. 保険金額の設定方法

対象機器の**再調達価額（4ページをご参照ください）**を基準に保険金額を設定していただきます。
次の手順で算出してください。

① **所有している無線機器や接続パソコン、配線、アンテナの再調達価額を合算**。
② ①の金額に**設置費用（取付費用）**がある場合にはその費用も合算。
③ ②を**10万円単位**にしてください。（上限は1敷地あたり500万円です。）

※ ご加入は敷地ごとになります。2敷地以上でのご加入の場合は、2契約のお申込みが必要です。

（例）1敷地の場合

無線機器　50万円
接続パソコン　20万円

タワー 200万円

配線 20万円

設置費 80万円

総額 370万円

（例）2敷地の場合・・・1敷地ずつ2契約のお申込みが必要です。

マンション

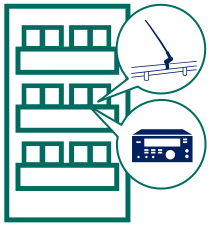

無線機器 25万円
配線 2万円
アンテナ 3万円

総額 30万円

別敷地

無線機器 20万円
配線 5万円
アンテナ 15万円

総額 40万円

4. 保険料（年間一括払い）

※保険料は口座振替となります。
※建物の構造については、9ページのNo.12をご参照ください。

ステップ1

アンテナの設置状況を選択します。

- □ (A)戸建・マンション設置型

- □ (B)タワー設置型

ステップ2

無線機器を設置している建物の構造（※）を選択します。

□ Ⅰ マンション構造	(A)－Ⅰセット	1,890円	保険金額10万円あたりの年間保険料
□ Ⅱ 鉄骨造り（耐火）	(A)－Ⅱセット	1,910円	
□ Ⅲ 木造（非耐火）	(A)－Ⅲセット	1,970円	
□ Ⅰ マンション構造	(B)－Ⅰセット	2,630円	
□ Ⅱ 鉄骨造り（耐火）	(B)－Ⅱセット	2,650円	
□ Ⅲ 木造（非耐火）	(B)－Ⅲセット	2,710円	

【保険料計算例】
「マンション設置型アンテナ」で、「マンション造建物（マンション構造）に機器を設置」し、「総額（保険金額）50万円」の場合、
⇒ (A)－Ⅰセットとなり、
1,890円【(A)－Ⅰセットの10万円あたりの保険料】×5【×10万円】＝ 9,450円【年間保険料】

5. ご注意事項（必ずご確認ください）

重要1 他の火災保険にご加入がある方にご注意いただきたい事項

補償範囲が重複する可能性があります。
ご確認の上、本保険へのご加入をご検討ください。

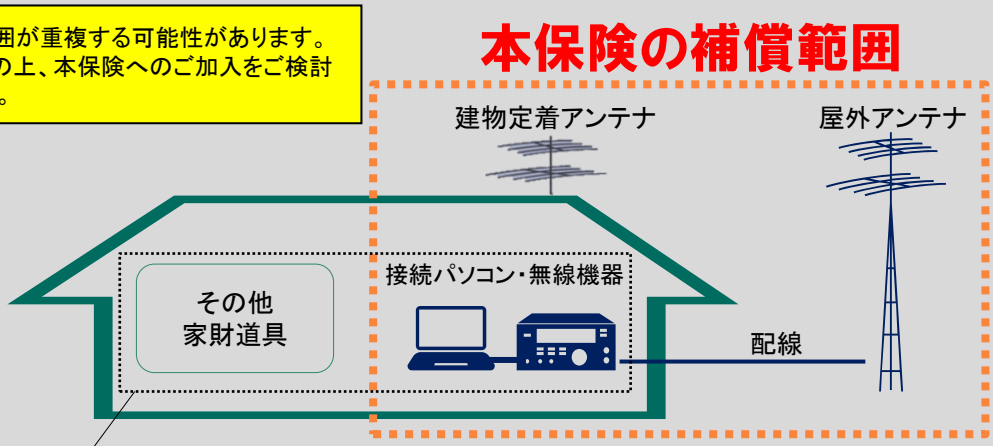

一般的な火災保険（家財）
の補償範囲

※建物定着アンテナは「建物」、屋外アンテナは「屋外設備」として保険加入をされることが一般的です。

重要2 保険金額の申告額が実際の機器の総額より低い金額だった場合（一部保険）

保険金額は正しく再調達価額（新価）で申告をお願いします。過少申告の場合は、実際の損害の金額から保険加入割合を乗算したお支払いとなるため十分な補償を得られませんのでご注意ください。

【支払保険金の算出】

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{申告した保険金額}}{\text{実際の機器の総額}} = \text{支払保険金}$$

（例）実際は全体で100万円の機器を所有しているが、30万円と申告。20万円の無線機器が落雷で損害にあった。

$$\text{損害額20万円} \times \frac{\text{30万円}}{\text{100万円}} = \text{支払保険金6.6万円}$$

※免責金額の適用がある場合は損害の額から免責金額を差し引きます。

重要3 保険金のお支払い基準について

再調達価額（新価）基準でお支払いとなります。

経年により価値が減少した設備も再購入できる補償が受けられます。

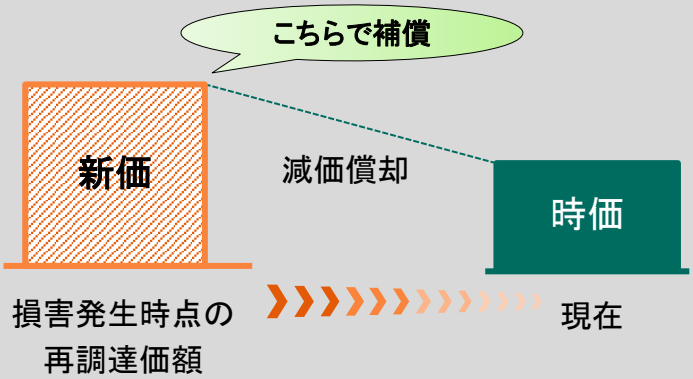

「再調達価額」

損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。（「新価」と同義です。）

【注1】新価保険特約は減価割合が50%超のものには適用されません。その場合は「時価」での申告、支払となりますのでご注意ください。
（8ページ「よくあるご質問」のNo.10も併せてご参照ください。）

【注2】「新価」での補償を受けるには「復旧通知書（※）」のご提出が必要です。同等製品の購入等がない場合は「時価」でのお支払いになります。
※復旧通知書：損害物件の修理・再購入をしたことを報告いただく自認書。（高額物件の場合は領収証等の証明書類の添付を必要とします。）

6. 保険金お支払例

ご加入内容：機器一式　50万円

落雷によりアンテナおよび機器・接続PCに損害があり、修理不能となった。

保険金50万円のお支払い

※保険金額の全額の支払いがあった場合は以後の補償はなくなります。

7. 事故の際のご連絡先

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は　いち早く
0120-258-189（無料）へ

8. 期間中の変更等のお問合わせ

解約、住所変更、保険金額の合計額の変更などの場合は以下までご連絡をお願いします。（機器の買い替えがあっても、合計保険金額に変更がなければご連絡・お手続きは不要です。）

三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社　企業営業第二部

TEL：03-3525-7988

9. スケジュール概要

2025年　4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月

- 6/6（金）　お申込み締切日（加入申込票の到着締切）
- 7/1（火）　補償開始
- 8/27（水）　保険料の口座振替日（口座引落し日）
- 9/29（月）　保険料の口座振替予備日（8／27の振替が不能な場合のみ）

新規募集期間

（前年、雷事故補償保険にご加入者の方）
個別にご案内が郵送されます。
脱退・変更ご希望の場合のみ手続き。
自動継続）

※ 9/29の口座振替が不能な場合には、7/1にさかのぼって補償が無効となりますのでご注意ください。
※預金通帳の摘要欄には、「JARLカミナリ」と表示されます。

10. お申込み方法①

※お申込みいただけるのは、JARL会員の方のみです。

（1）JARL Webで加入申込票・口座用紙をダウンロード（入力・印刷）

①JARL　Web（http://www.jarl.org/）掲載の**「加入申込票 」「口座用紙」**を印刷ください。
（記入例も掲載しております。）

②**「加入申込票」**は手書きで記載してもけっこうですが、間違い防止のため、
パソコン上で内容を入力、保険料計算をしてから印刷することをお勧めします。

③2敷地以上の申込みの場合は、それぞれ1枚ずつの申込票の作成が必要になります。

【ご注意】
・**氏名の署名**は必ず印刷後に自筆・押印をいただくようお願いします。
・**口座用紙は手書き**のみになります。
・加入者氏名と口座名義人氏名を一致させてください。

＜雷事故補償保険に既に加入済＞次ページの必要書類の確認フローをご参照ください。
＜「傷害補償保険※」と同時申込の方＞口座用紙は共通で1枚でけっこうです。
※正式名称：団体総合生活補償保険

（2）印刷後の加入申込票・口座用紙を郵送する　（6/6（金）必着）

JARL　Webに掲載してある「料金受取人払の封筒宛先」を利用し、ご郵送ください。
（印刷して、封筒に貼り付けてご利用ください。こちらをご利用の場合は、郵便代はかかりません。）

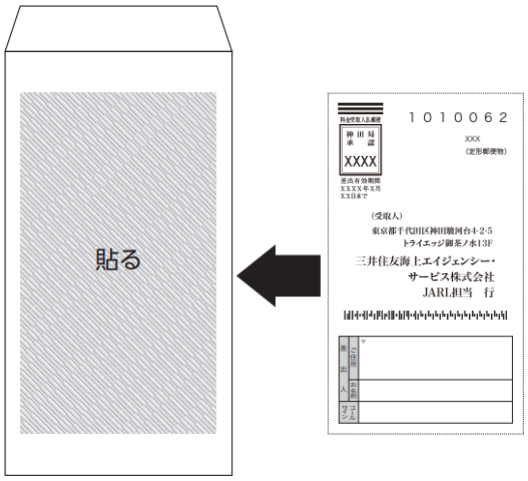

貼付型の宛先を利用しない場合は、下記住所までご送付をお願いします。

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4－2－5
トライエッジ御茶ノ水13階
三井住友海上エイジェンシー・サービス（株）
企業営業第二部　行

住所・氏名・コールサインをご記入の上、
投函をお願いします。

※封筒はご自身でご準備をお願いします。

10. お申込み方法②

<必要書類の確認フロー>

同時募集の「傷害補償保険（正式名称：団体総合生活補償保険）」がございますので、必要書類に誤りが無いようご確認ください。

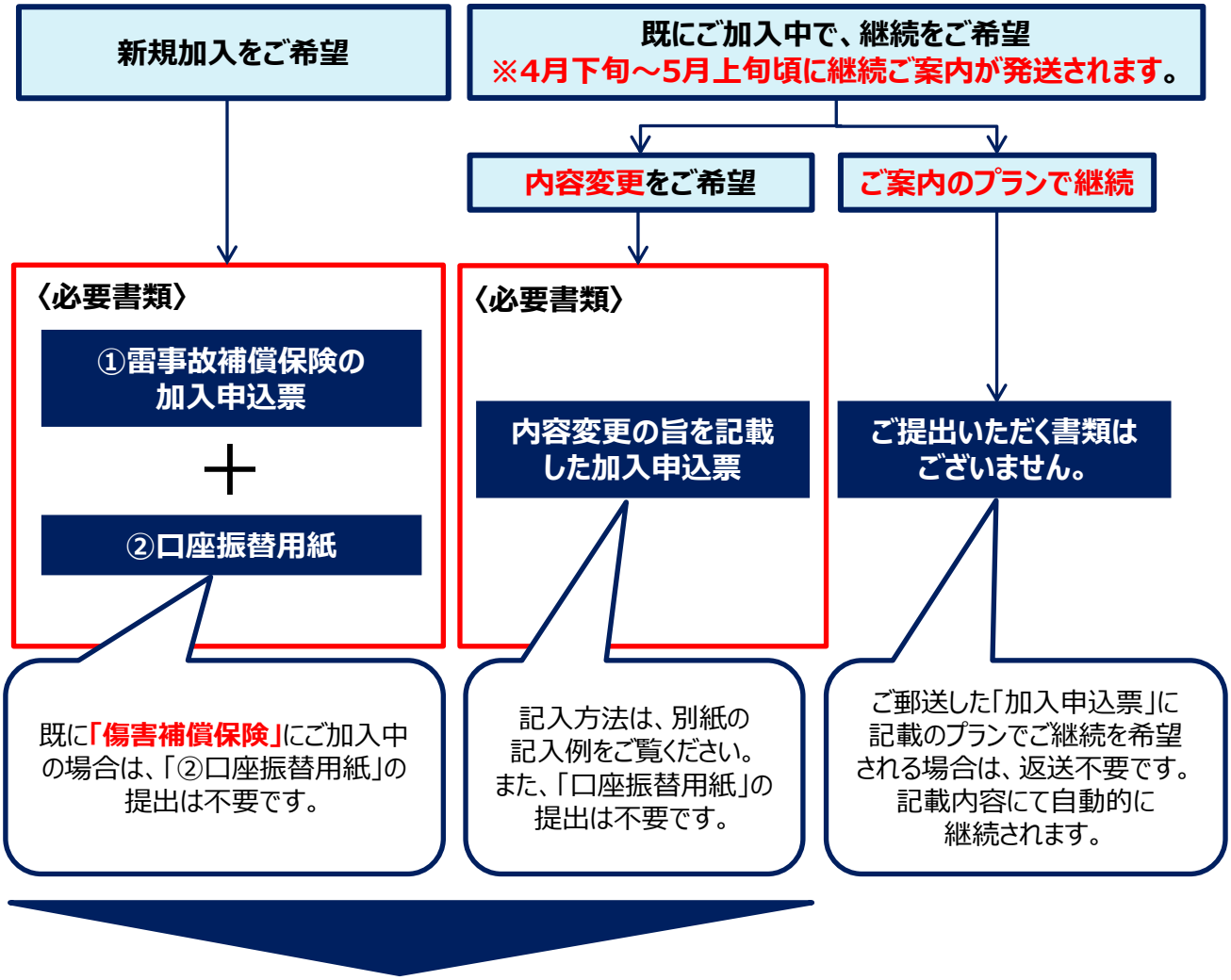

締切日6/6(金)必着でご提出ください。

※返信用の封筒は別紙の料金後納郵便の宛先をご利用いただければ、郵送代のご負担は不要です。

お申込み手続きに関するQ＆A

	ご質問	ご回答
1	インターネットが見れない、印刷ができない環境である。	必要書類を郵送いたします。三井住友海上エイジェンシー・サービス（株）企業営業第二部までお問合わせください。
2	封筒は自身で準備するのか？	恐れ入りますが、各自でのご手配をお願いします。
3	印刷用紙にサイズの指定はあるか？	A4サイズの用紙に印刷をお願いします。
4	申込書の控えはないのか？	控えはございません。加入者証が到着するまでご加入内容がわかるよう、内容のコピー保管等をいただくようお願いします。
5	貼付型の宛先を利用しないといけないのか？	こちらを利用いただかなくとも、上記三井住友海上エイジェンシー・サービス㈱企業営業第二部まで郵送いただいても構いません。（ただし、貼付型の宛先を利用しない場合の郵便代はご自身でのご負担となります。）

11. よくあるご質問

No.	区分	ご質問	ご回答
1	ご加入資格	JARL会員ではないが、この保険に入りたい。	当保険はJARL会員専用です（ご加入要件となります）。まずはJARL入会のご検討をお願いします。
2	ご加入資格	JARL会員として保険に加入後、JARL会員を退会した場合でも翌年度の保険継続（更新）はできるか？	保険契約の継続（更新）はできません。満期日（2026年7月1日）をもって、保険契約の終了となります。補償開始日（保険期間の開始日）時点でJARL会員である必要があります。
3	保険の対象	無線機器のみ、アンテナのみ、接続パソコンのみ等、保険の対象を絞りたい。	当保険は、関連機器をまとめて補償するJARL会員専用の保険です。無線機器のみ、アンテナのみあるいは接続パソコンのみ等、当保険の対象を一部に限定する事はできません。詳しくはパンフレット2ページをご覧ください。 なお、屋外でのみ使用するハンディ機、車載機は保険の対象にならないため、保険金額の申告に含める必要もありません。
4	保険の対象	事業所（事務所）、公共施設あるいは山の上に設置された無線機器やアンテナを保険の対象にしたい。	当保険は、「居住専用の建物およびその敷地」に設置されたアンテナおよび接続された機器類を保険の対象としています。 そのため、店舗併用住宅や自宅兼事務所、公民館のアンテナ・機器類、あるいは山の上のアンテナ（含む接続機器類）は、当保険の対象にできません。 個別に補償をご希望される場合には、代理店・扱者までご相談ください。
5	保険の対象	建物内のパソコンは全て対象になるのか？	当保険の対象となるパソコンは、「無線機器に接続されたパソコン」のみとなります。 「接続」とは「有線」で接続されている必要があります。
6	補償内容	台風による災害（水災・風災）は補償対象になるのか？	当保険の対象事故は落雷、火災、破裂・爆発事故、盗難の場合のみです。水や風による損害は対象外です。
7	補償内容	直撃雷だけでなく、誘導雷や逆流雷による事故も補償の対象になるか？	対象になります。 また、落雷が原因の火災も対象です。
8	設定する保険金額	保険金額の申告はどのようにすればよいか？加入の上限はあるか？	保険金額の設定は10万円単位となります。対象となる機器、取付費用等の総額をご申告ください。（3ページをご確認ください） 1敷地あたりのご加入限度額は500万円となります。
9	設定する保険金額	「再調達価額」、「時価額」とは何か？	「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。（「新価」と同義です） 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
10	設定する保険金額	4ページ【注1】に 『減価割合が50%超のものには適用されません。その場合は「時価」での申告、支払いとなりますので、ご注意ください。』と記載されているが、購入から年数が経過している機材は50%以上減価しているのだろうか？	十分な維持管理が施され、現に使用されているものは減価割合が計算上50%をこえていてもこれを50%とみなします。 （11ページの「●損害保険金　（注1）※3減価額」をご参照ください。）
11	ご加入手続き	口座登録はどの金融機関でも大丈夫か？	ほとんどの金融機関は網羅しておりますが、一部金融機関は対象外となっております。JARL　WEBに掲載の口座引き落とし対応金融機関一覧をご確認ください。

11. よくあるご質問（続き）

<table>
<tr><th>No.</th><th>区分</th><th>ご質問</th><th>ご回答</th></tr>
<tr><td>12</td><td>ご加入
手続き</td><td>保険料計算の際、「建物構造」はどのように選択すればよいか？</td><td>下表に従って選択ください。（選択に迷う際は代理店・扱者にご相談ください）
<table>
<tr><th rowspan="3">建物構造</th><th colspan="2">専用住宅</th></tr>
<tr><th>共同住宅</th><th>独立住宅
（一戸建）</th></tr>
<tr><th>↓</th><th>↓</th></tr>
<tr><td>①コンクリート造建物
コンクリートブロック造建物
れんが造建物
石造建物</td><td rowspan="2">マンション構造</td><td rowspan="4">鉄骨造
（耐火）</td></tr>
<tr><td>②耐火建築物
（耐火構造建築物を含みます）</td></tr>
<tr><td>③鉄骨造建物</td><td rowspan="3">鉄骨造
（耐火）</td></tr>
<tr><td>④準耐火建築物
（1時間準耐火・45分準耐火）
（特定避難時間倒壊等防止建築物を含む）</td></tr>
<tr><td>⑤省令準耐火建物</td></tr>
<tr><td>上記①～⑤の
いずれにも該当しない建物
※該当が確認できない場合を含む。

例：木造建物で、
「②耐火建築物」
「④準耐火建築物」
「⑤省令準耐火建物」
のいずれにも該当しない建物</td><td colspan="2">木造
（非耐火）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>13</td><td>ご加入
手続き</td><td>保険料をクレジットカードやコンビニエンスストアで支払いたいが可能か？</td><td>クレジットカードやコンビニエンスストアでのお支払いは受付けておりません。ご了承ください。保険料のお支払いは、登録口座からの口座振替（引落し）のみとなります。</td></tr>
<tr><td>14</td><td>保険金
ご請求</td><td>4ページ【注2】に
『「新価」での補償を受けるには「復旧通知書（※）」の提出が必要です。同等製品の購入等がない場合は「時価」でのお支払いになります。』と記載されているが詳しく知りたい。</td><td>保険対象物が損壊した場合、保険金お支払いは2つのパターンに分かれます。
①修理、同等の機材を購入した場合（＝復旧通知書で申告）
⇒再調達価額（新価）を限度にその費用を保険金としてお支払いします。
②修理や再購入をしない場合
⇒損壊物の時価額を保険金としてお支払いします。</td></tr>
<tr><td>15</td><td>契約後
手続き</td><td>期中で解約をしたい場合はどうすればよいか？</td><td>代理店・扱者までご連絡ください。
残りの保険期間に応じた保険料を返戻させていただきます。</td></tr>
<tr><td>16</td><td>契約後
手続き</td><td>新たな機器を購入した場合はどうすればよいか？</td><td>機器の総額（再調達価額）が変更になる場合は、保険金額の変更（増額・減額）の手続きをおすすめします。合計金額に変更がない場合は、お手続き不要です。
合計金額が増額の場合は残期間に応じた追加保険料のお支払い、減額の場合は保険料の返戻となります。詳細は代理店・扱者までご連絡ください。</td></tr>
<tr><td>17</td><td>加入者
証送付</td><td>加入者証はいつ送られるか？</td><td>8月下旬に記載いただいたご加入者ご住所宛てに発送いたします。
加入者証が到着するまでは、お申込み内容をご確認いただけるよう加入申込票のコピーをお手元に保管くださいますようお願いいたします。</td></tr>
<tr><td>18</td><td>契約の
継続</td><td>翌年以降の手続きはどうなるのか？</td><td>満期日（2026年7月1日）の2か月程度前（4月下旬～5月上旬頃）に、ご継続のご案内書面をお送りします。ご変更がある場合やご継続されない場合に、お申し出いただく書面を同封いたします。ご継続を希望される場合には、特段のお申し出は必要なく、自動的に継続され、保険料はご登録いただいた口座より自動引落しとなります。</td></tr>
</table>

その他のご確認いただきたい事項

この保険は一般社団法人日本アマチュア無線連盟が保険契約者となる団体契約です。
「雷事故補償保険（動産総合保険）」の被保険者（保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等）は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟の構成員に限ります。

・保険期間は1年間となります。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。
・保険金額（支払限度額）とは、この保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく保険金額・支払限度額、免責金額につきましては、加入申込票の「保険金額」欄、「免責金額」欄および普通保険約款・特約でご確認ください。
・事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は保険の対象の保険価額いっぱいに設定してください。保険金額が保険価額に対し過少または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いとなることがあります。
・保険料の払込方法はご加入時に登録の口座からの引落としでその全額を払い込む一時払となります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【保険会社破綻時等の取扱い】
引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者等を保護する仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。

・ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【契約取扱者の権限】
・契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【自動継続について】
・引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
・保険金請求状況等により翌年の自動継続を停止させていただく場合があります。

保険の対象

被保険者の居住用にのみ供される建物（敷地を含みます。）において、所有・使用・管理されるアマチュア無線用の機器（アンテナ、無線機器、パソコン、配線等、設置費用を含む）

保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金等

保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金等の額
●損害保険金 保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難によって損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件はセットされる特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。	●損害保険金 次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額または保険価額(注1)のいずれか低い額を限度とします。 損害保険金＝ 損害の額(注2) × 保険金額(注3) ／ 保険価額 （注1）保険価額とは、損害の生じた地および時における保険の対象の価額※1をいいます。 ※1 保険の対象の価額 再調達価額※2から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額※3を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額※4をいい、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 ※2 再調達価額 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。 ※3 減価額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 ※4 再作成または再取得するのに要する額 再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。 （注2）損害の額は保険価額に基づいて算出します。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式※1によって算出した額とします。 損害の額 ＝ 修理費 － 修理によって保険の対象の価額が増加した場合はその増加額※2 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ※1 算式 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 ※2 増加額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 （注3）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
●修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用(注)をお支払いします。 （注）代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。	●修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用(注)（1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度）をお支払いします。 （注）代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。
●損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合にお支払いします。	●損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします（ただし損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。）。
●権利保全行使費用 引受保険会社が取得する権利(注)の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 （注）損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。	●権利保全行使費用 引受保険会社が取得する権利(注)の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 （注）損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。

セットされる主な特約は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

特約の名称	特約の概要
新価保険特約	減価割合が5割以下の保険の対象とする契約にセットされます。損害の発生した日から2年以内に、保険の対象と同一用途の物に復旧した場合に、再調達価額を基準に保険金をお支払いします（ただし、保険金額が再調達価額に満たない場合は比例てん補(注1)の適用があります。）。
免責金額特約	1回の事故によって生じた損害の額が免責金額(注2)を超過する場合に限り、その超過額に対して損害保険金をお支払いします。ただし、保険の対象が全損の場合および火災、落雷、破裂・爆発による損害の場合は、免責金額を差し引きません。
臨時費用対象外特約	臨時費用保険金を対象外とします。
残存物取片づけ費用保険金対象外特約	残存物取片づけ費用保険金を対象外とします。
保険料支払に関する特約	団体制度による保険料の支払猶予期間を定めます。

（注1）比例てん補とは、損害の額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて保険金を支払う方式をいいます。
（注2）免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

・保険料をお払込みいただく前に生じた事故（「初回保険料口座振替特約」等、保険料の払込みを猶予する特約をセットした場合を除きます。）
・保険契約者、被保険者（これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
・保険契約者、被保険者（これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの方の法定代理人でない方が、保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方（その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。
・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害。ただし、保険の対象を保管する建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が風災、雹(ひょう)災、雪災または不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害についてはお支払いします。
・直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害
・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
・直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害の場合は保険金をお支払いします。
・直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害については、保険金をお支払いします。
・直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
・紛失または置き忘れによって生じた損害
・外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災（焦損害を除きます。）または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
・保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣により、その作業部分以外に生じた損害を含みます。）。ただし、これらの事由によって火災または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
・詐欺または横領によって生じた損害
・保険の対象に加工（修理を除きます。）を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない損害については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹(ひょう)災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾(じょう)、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。
・真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害（フィラメントのみに損害が発生した場合を含みます。）。

（次ページへ続く）

保険金をお支払いしない主な場合

（前ページの続き）

・保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

・万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害

・検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。

・保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害

・保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が自ら行い、または加担した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって保険の対象に生じた損害

・格落ち（損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下をいいます。）によって生じた損害

・保険の対象である楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断、打皮の破損または音色もしくは音質の変化によって生じた損害

・日本国外で生じた事故による損害

・自力救済行為等によって生じた損害

・1時間未満の電力の停止や異常な供給により、保険の対象である商品・製品・原材料等のみに生じた損害

・保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合には、異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等に起因して生じた損害

・脱毛による損害

・保険の対象が耕工作車・機械等である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク、燃料等のみに生じた損害

・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害。ただし、保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合には、温度変化による損害は、偶然な事故による冷凍・冷蔵・保温設備装置の物理的な損傷または、同一敷地内での火災、落雷、破裂・爆発に起因し、1時間以上の機能の停止があったときに生じた損害に限りお支払いします。

・保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害

・保険の対象が宝石・貴金属で、かつ商品または什(じゅう)器・備品である場合には、収容場所の営業時間外（収容場所が無人となり、人による継続的な監視がなされない状態を含みます。なお、収容場所が無人となる理由および日中、夜間の別を問いません。）において、金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫など可動式のものを除きます。）外に収容中または施錠されていない金庫内収容中の保険の対象について生じた盗難による損害

・消耗品に単独に生じた損害

・修繕費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用

・保険の対象が登録等（道路運送車両法に規定する登録車両番号の指定または市町村長（東京都特別区は都知事とします。）交付の標識をいいます。）を受けている場合に、その保険の対象につき生じたすべての損害

・保険の対象が自動販売機等（精算機、両替機等現金受入機器を含みます。）またはそれに収容された商品もしくは現金である場合は次のいずれかに該当する損害

①保険の対象が自動販売機等の場合

ア. すり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、自動販売機等の機能に支障をきたさない損害

イ. 真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害（フィラメントのみに損害が発生した場合を含みます。）。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合はお支払いします。

ウ.貨紙幣づまり等の故障

② 保険の対象が自動販売機等に収容された商品または現金である場合

ア. 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害

イ. 棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足によって生じた損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであって、かつ数量の不足がトータルカウンター等の記録により証明された場合はお支払いします。

ウ. 勘定間違いによって生じた損害および偽変造貨紙幣によって生じた損害

・保険の対象が什(じゅう)器・備品一式である場合には、ガラス部分に単独で生じた損害

・保険契約者および被保険者が事業者（個人事業主含みます。）である場合に、直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害（ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます。）

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約で必ずご確認ください。

事故が起こった場合の手続き

（1）事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が起こったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

①	損害の発生および拡大の防止（消防車、救急車は119番）
②	盗難事故の場合、警察へ連絡（警察は110番）
③	目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189**（事故は いち早く）（無料）へ

（2）保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

※1　特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
※2　事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
（1）　引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
（2）　引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類※ ※　事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
（3）　保険価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
①保険価額を確認する書類	固定資産台帳、売買契約書、取得時の領収書、棚卸台帳・仕入伝票、現金出納帳・売上伝票、図面・仕様書
②損害の額、費用の額・支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書、損害明細書、復旧通知書
（4）　その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①加入者証	
②保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類	メーカー保証書、売買契約書、送り状、発送伝票
③保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本
④損害が生じた物の所有者（所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。）を確認する書類	固定資産台帳、賃貸借・リース契約書、入出庫伝票
⑤質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	質権者の保険金請求書および債務残高証明書、引受保険会社所定の保険金直接支払指図書／証
⑥引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の調査に関する同意書
⑦他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。

（注1）保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。
（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
（注3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

2022年10月1日以降始期契約用 動産総合保険をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明	この書面では動産総合保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。 お申込みいただく際は、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。 ご加入の内容は、普通保険約款・特約（特約書・覚書等を含みます。以下、同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。 ※加入申込票への署名（または記名・押印）は、この書面の受領確認を兼ねています。 ※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証と合わせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明	ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。 この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1．商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

動産総合保険 普通保険約款	＋	自動セット特約(注)	＋	・新価保険特約 ・免責金額特約 ・臨時費用対象外特約 ・残存物取片付づけ費用保険金対象外特約 ・保険料支払に関する特約 ・火災、落雷、破裂・爆発、盗難危険のみ補償特約

（注）ご加入のお申し出にかかわらず、保険種類やご加入条件に応じて自動的にセットされる特約です。

（2）補償内容

①保険金をお支払いする主な場合
「雷事故補償保険のご案内」P11をご参照ください。
②保険金をお支払いしない主な場合
「雷事故補償保険のご案内」P12、13をご参照ください。
③お支払いする保険金等
「雷事故補償保険のご案内」P11をご参照ください。

（3）セットできる主な特約およびその概要

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

（4）保険期間

保険期間は1年間となります。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「雷事故補償保険のご案内」表紙または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

（5）保険金額

「雷事故補償保険のご案内」P3をご参照ください。

2．保険料

保険料は、保険金額（上記1．（5））、保険期間（上記1．（4））、保険の対象の所在地、保険の対象を収容する建物の構造等によって決まります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「雷事故補償保険のご案内」P3または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

3．保険料の払込方法について

「雷事故補償保険のご案内」P3、5をご参照ください。

4．満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

5．解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は注意喚起情報のご説明の「6．解約と解約返れい金」（P16）をご参照ください。

注意喚起情報のご説明	ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。 この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1．ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2．告知義務・通知義務等

（1）ご加入時の注意事項

（告知義務－加入申込票の記載上の注意事項）

特にご注意ください

申込人または、被保険者には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。
加入申込票(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。
（注）引受保険会社にこの保険契約の加入をするために提出する書類をいい、加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額・支払限度額等）を告知ください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（2）ご加入後にご連絡いただくべき事項（通知事項等）

特にご注意ください

ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
【通知事項】
① 保険の対象の用途を変更した場合
② 保険の対象の主たる保管場所を変更した場合
③ 保険の対象の主たる保管場所の構造または用途（業種）を変更した場合
④ 保険の対象の補償地域（運送区間を含みます）を変更した場合
等

■通知事項に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご加入いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

保険の対象の主たる保管場所が日本国外となった場合

（3）その他の注意事項

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。
① 保険の対象を売却、譲渡する場合
② 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
③ ご加入後に保険の対象の価額が著しく減少した場合
④ 上記のほか、特約の追加等加入条件を変更する場合　　等

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

「雷事故補償保険のご案内」（P12、13）をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（3）失効について

申込人または被保険者が保険の対象を譲渡した場合(注1)、または保険の対象の全部が失われた場合(注2)は、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。
（注1）保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。
（注2）普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における保険契約が終了した場合を除きます。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は「雷事故補償保険のご案内」表紙、P3記載の方法により払込みください。「雷事故補償保険のご案内」表紙記載の方法により保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。
解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

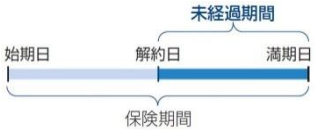

たとえば、保険期間が1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。
■保険契約を解約される場合、払い込んでいただいた保険料が最低保険料（加入者証に最低保険料の記載がない場合には5，000円）未満のときは、その差額をお払込みいただく必要があります。

7. 保険金支払後の保険契約

損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額に相当する額となった場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額に相当する額に達しない限り、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「雷事故補償保険のご案内」P10をご参照ください。

本保険商品に関するお問合わせは
代理店・扱者　三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社
企業営業第二部
〒101-0062　東京都千代田区神田駿河台4－2－5
トライエッジ御茶ノ水13階
TEL：03-3525-7988

保険に関するご相談・苦情・お問合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277（無料）
「チャットサポートなどの各種サービス」
こちらからアクセスできます。
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

指定紛争解決機関
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人　日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽＡＤＲセンター
０５７０-０２２-８０８〔ナビダイヤル（有料）〕
【受付時間】 平日　9：15～17：00
詳しくは、一般社団法人　日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】
この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS＆ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
　損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例
　自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

〇契約等の情報交換について
　引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
〇再保険について
　引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）をご覧ください。

ご記入いただいた内容をもとにその他保険のお見積りやその他の商品・サービスのご案内をさせていただきます。

【代理店・扱者における個人情報の取り扱いについて】
三井住友海上エイジェンシー・サービスは、本契約に関する個人情報を保険商品やそのサービスの提供とご案内並びに三井住友海上エイジェンシー・サービスが仲介する提携会社の保険関連サービスの提供とご案内のために必要な範囲で利用するほか、提携する他の保険代理店とともに保険商品やそのサービスの提供とご案内に必要な範囲で利用します。その他の目的には利用しません。
詳細につきましては、三井住友海上エイジェンシー・サービスのホームページ（https://www.msi-agency.jp/）に掲載の個人情報の保護に関する基本方針をご覧くださるか、三井住友海上エイジェンシー・サービスまでお問合わせ願います。